

2 水質関係

2 - (1) 水質汚濁に係る環境基準

昭和46.12.28	環告59
一部改正, 昭和49.9.30	環告63 (総水銀, アルキル水銀追加)
昭和50.2.3	環告3 (PCB追加)
昭和57.12.25	環告140 (湖沼の窒素, 燐の追加)
平成5.3.8	環告16 (有機燐削除, 15項目追加及び基準値改正)
平成5.8.27	環告65 (海域の窒素, 燐の追加)
平成11.2.22	環告14 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素の追加)
平成15.11.5	環告123 (水生生物の保全に係る環境基準の追加)
平成21.11.30	環告78 (1.4ジオキサン ^{リン} の要監視項目から環境基準項目へ変更)

2 - (1) - 人の健康の保護に関する環境基準

表1 人の健康の保護に関する環境基準 (27項目) : 全公共用水域に適用

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1, 4 - ジオキサン	0.05mg/L以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

海域について、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

(参考) 表2 要監視項目及び指針値 (26項目)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 2 - ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p - ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェントロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下